

第四次阪南市子ども読書活動推進計画
～本と出会い、その楽しさを共有する～



2024年3月
阪南市

目 次

はじめに

第1章 子ども読書活動推進のための基本方針・・・・・・・・・・1

第2章 第三次計画までの成果と課題・・・・・・・・・・2

1. 家庭・地域・・・・・・・・・・2

1-1. 阪南市子ども文庫連絡会・・・・・・・・・・2

1-2. 阪南市社会福祉協議会・・・・・・・・・・3

1-3. 子どもNPOはらっぱ・・・・・・・・・・4

1-4. はんなん子育てネットワーク・・・・・・・・・・4

2. 公民館・・・・・・・・・・5

3. 保健センター・・・・・・・・・・5

4. 子育て総合支援センター・・・・・・・・・・5

5. 幼稚園・保育所・認定こども園・・・・・・・・・・6

5-1. 幼稚園・・・・・・・・・・6

5-2. 保育所・認定こども園・・・・・・・・・・7

6. 小中学校・・・・・・・・・・8

7. 留守家庭児童会・・・・・・・・・・9

8. 高等学校・・・・・・・・・・10

9. 市立図書館・・・・・・・・・・10

第3章 第四次計画におけるテーマと取組	12
1. 家庭・地域	12
1-1. 阪南市子ども文庫連絡会	12
1-2. 阪南市社会福祉協議会	12
1-3. 子どもNPOはらっぱ	13
1-4. はんなん子育てネットワーク	13
2. 公民館	13
3. 保健センター	13
4. 子育て総合支援センター	13
5. 幼稚園・保育所・認定こども園	13
5-1. 幼稚園	13
5-2. 保育所・認定こども園	14
6. 小中学校	14
7. 留守家庭児童会	14
8. 高等学校	15
9. 市立図書館	15
阪南市子ども読書活動推進計画の取組指標	17
第4章 子ども読書活動推進計画の実現をめざして	18
子どもの読書活動の推進に関する法律	19
阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱	21
阪南市子ども読書活動推進会議委員名簿	23
阪南市子ども読書活動推進会議の経緯	25

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

しかし、近年インターネット・SNS等のコミュニケーションツールの多様化等、子どもを取巻く環境が著しく変化しており、子どもの読書環境にも大きな影響を与え、「読書離れ」を進めている一因とされています。

本市では、「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づき、平成 21 年に第一次、平成 26 年に第二次、令和元年に第三次の阪南市子ども読書活動推進計画をそれぞれ策定し、この 15 年間にわたって、各施設・機関との連携において子ども読書活動の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、「第三次阪南市子ども読書推進計画」において、5 年間のうち 3 年間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、活動が制限されたことで、各施設・機関で企画していた行事・イベント等が十分に実施することができませんでした。

このたび、第三次計画における成果や課題を踏まえて、「第四次阪南市子ども読書活動推進計画」を策定し、「本と出会い、その楽しさを共有する」をテーマに、令和 6 年度から 5 年間、この計画に基づいて、本市に住む子どもたちの読書活動を積極的に推進してまいります。

第1章 子ども読書活動推進のための基本方針

1. 読書に親しむ環境づくり

子どもたちが興味を持った本に出会えるよう家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、図書館など、様々な場で読書環境の整備に努めます。

2. 読書活動推進に向けた連携

子どもたちに豊かな読書環境を提供するため、家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、図書館などが、互いに理解や関心を深め、連携し、協力して取り組むことで、より一層大きな成果をあげるとともに、子どもたちの読書活動を推進します。

3. 子どもの読書推進に関わる人材の育成

子どもの読書活動に関わる人材を育成するとともに、子どもの読書活動に関わる関係機関や諸団体、地域のボランティア等の資質向上を図ります。

4. 啓発・広報活動

市民一人ひとりが子どもの読書の大切さについて、関心を高め、理解が深められるよう、また、この計画の取組を広く知ってもらえるように啓発・広報活動を充実させます。

5. 推進体制の整備

この計画を推進し、それぞれの取組を効果的に実施するための体制を整備します。

第2章 第三次計画までの成果と課題

第三次計画までに実施した取組（継続中含む）の成果と課題について、施設・機関ごとに述べていきます。

1. 家庭・地域

《成果》

- ①阪南市では「毎月23日は家庭読書の日」をキャッチコピーに、家庭で家族が向き合い、ゆったりした時間をもって本を楽しむことが感性を育み、心のゆとりを再生する術であることを、様々な機会を捉えて大人にも子どもにも伝えています。
- ②阪南市みんなの図書館を考える会では、子どもたちが多くの時間を過ごす学校においては、子どもたちの感性を大切にし、問題解決に即座にきめ細かに対応できる学校図書館専任司書は常駐であるべきと考え、関係機関に一校一名専任司書の配置を働きかけています。

《課題》

- ①インターネットやスマートフォンの普及は加速し、阪南市の子どもは特にゲームをする時間が府下・全国の平均以上であるという結果（令和4年度全国学力・学習状況調査）が出ています。本のもたらす豊かな世界を子どもたちに知らせ、読書を介して生きる力を育てる必要があります。

1-1. 阪南市子ども文庫*1連絡会

《成果》

- ①阪南市おはなしの会は、絵本の読みきかせだけでなく、語り手による「おはなし*2」（ストーリー・テリング）を市内のすべての公立幼稚園と小学校のほとんどのクラスに届けました。語り手と子どもたちが直接つながる「おはなし」が、子どもたちの想像力を育てる一助となっています。
- ②文庫活動を維持するために、子ども文庫の必要性、重要性を訴え、理解者や参加者を増やす取組をすすめています。
- ③各文庫では地域の団体等と連携してイベントを企画、季節ごとの行事を実施、また絵本、紙芝居を使って英語に親しむ、ふれあい号を利用した本、絵本の読み会など、特色ある活動に取り組み、文庫に来るきっかけづくりとしています。
- ④絵本やおはなしに関する各種講座や勉強会に参加し、会員のスキルアップに努めています。

※1 子ども文庫：民間の個人やグループが自由に設置し、地域の子どもたちに本の貸出などを行っている小規模図書館。個人で運営する家庭文庫、有志グループが運営する地域文庫がある。

※2 おはなし：覚えた昔話や物語を本を読まずに語ること。「ストーリー・テリング」「素話^{すばなし}」ともいう。

- ⑤おはなしの会では、西鳥取公民館で毎月実施している「まほうのおばさんのおはなしかご」や、年3回保健センターで行う「赤ちゃん相談」において、未就園児やその保護者を対象に、わらべうたや絵本の読みきかせを実施しています。
- ⑥小学校や公立幼稚園・公立保育所へ出向いて「おはなし配達」をして、文庫に来る子どもたちが増えました。
- ⑦各文庫もおはなしの会も、毎日が「家庭読書の日」という意識を持って子どもの読書活動推進に関わる活動をしています。
- ⑧あたごともだち文庫では、絵本や紙芝居を使って英語に親しむなど、特色ある活動をしています。
- ⑨各文庫やおはなし会は、新型コロナウイルス感染拡大により長い間活動を休止していましたが、再開後は、少しずつ子どもたちが戻って来ている文庫と、なかなか戻って来ないために苦戦している文庫があります。ただ、来る子どもが少ない人数ながらも、活動を実施しています。

《課題》

- ①今後、より多くの子どもたちに来てもらえるような、活動の工夫が必要と考えています。

1－2．阪南市社会福祉協議会

《成果》

- ①子育て世代を含む地域の方が気軽に集い、孤立化を防ぐ「まちなかサロン・カフェ」の開設・運営を支援し、阪南市内では現在40カ所を超えて展開しており、多くの方の居場所となっています。
- ②箱の浦おしゃべりサロンに図書・読書コーナーを設置して自由に本を読んだり借りたりできるようにしており、また隣接する子どもサロンでは児童書を閲覧できるため、訪れる方の読書活動のきっかけとなっています。
- ③地域ネットワーク事業である「子育てサロン」での活動として、下荘地区福祉委員会ではつくし文庫・子どもNPOはらっぱと協働で月2回「すくすく塾」を開催して読みきかせを行い、地域の読書活動の推進を支援しているほか、東鳥取地区福祉委員会ではどんぐり文庫に月2回ボランティアが赴き、文庫活動を支援しています。
- ④文庫活動や読書スペースを設けている地域の居場所では、コロナ禍でも可能な方法でおむね継続して実施しています。
- ⑤年4回発行し、市内に全戸配布している社会福祉協議会の広報誌「ふくしはんなん」に「毎月23日は家庭読書の日」の記事を掲載して家庭での読書活動を推進しています。
- ⑥「子育てサロン」は、地域の子ども文庫やNPOをはじめとする多くのボランティアと協働して7校区で実施していますが、まだ全校区での開設はできていません。

《課題》

- ①「まちなかサロン・カフェ」等は誰でも集うことができる場ですが、子育て世代へはその存在が周知徹底されておらず、参加も少ないのが現状です。
- ②地域の居場所において、読書スペースの設置等を進めていますが、数箇所に留まっています。

1－3. 子ども NPO はらっぱ

《成果》

- ①年6～8回ある舞台鑑賞のうち、2～3作品は原作のあるものを選び、市立図書館とも連携して原作本の紹介や本に関する知識との出会いの場を提供しています。
- ②乳幼児の活動の場では、絵本とふれあう時間を設けています。
- ③つどいの広場「リトル☆はらっぱ」に絵本コーナーを常設し、親子で自由に絵本とふれあう場を提供しています。
- ④毎月1回のイベント「絵本と工作」では、季節に合った絵本の読みきかせを行い、絵本の楽しさを伝えています。
- ⑤イベントで伝統遊び、野外活動を行い、子どもがインターネットやゲーム機などを使わず夢中になれる遊びや学びの時間を提供し、子どもたちの興味や関心を育んでいます。
- ⑥毎月発行している、未就学児のいる家庭向け情報紙「0 1 2 3 と 4 5 6」で「毎月23日は家庭読書の日」という情報を発信しています。
- ⑦親子教室の中で絵本を取り入れて、親子で楽しめる雰囲気づくりに努めています。
- ⑧「絵の本ひろば」をしたことで、子育て中の保護者が興味を持つ本を知ることができたことが大きな収穫でした。また、保護者に本の楽しさを広げていくヒントとなっています。

《課題》

- ①乳幼児の親世代がすでにインターネット世代であるため、子どもに絵本の楽しさをうまく伝えられていないと感じています。
- ②子どもたちがスマートフォンやゲーム機以外で遊ぶ環境が少なく、学校と家庭以外に行き場がないと感じています。そのため、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりが必要と考えています。

1－4. はんなん子育てネットワーク

《成果》

- ①サークルの様々な活動が、親子間の信頼感を築くきっかけや、他者とのコミュニケーションの場となっています。子育て情報を交換することで、親の育児不安や個人の悩みの解消に役立っています。
- ②すべての活動に気軽に自由に参加できるため、参加者に他の活動を紹介すると広がりが見受けられ、同じ世代の子どものいる家庭同士の絆づくりを進めるきっかけとなっています。

《課題》

- ①常設の会場はないため、安定した読書環境づくりが難しいと感じています。
- ②各サークル開催時に絵本を提供し、場に応じて読み聞かせをしたり、親子で絵本を見る時間の環境づくりが必要と考えています。
- ③サークルの継続を望む人は多いものの、主体的に活動する立場を続けていく人がおらず、また経済事情からも今後活動を続けていくことが困難と感じています。

2. 公民館

《成果》

- ①西鳥取公民館では、毎月第3木曜日に乳幼児とその保護者を対象とした「まほうのおばさんのおはなしかご」で絵本の読みきかせ・わらべうた・手遊びをしており、本を通じた親子のふれあいつくりの場を提供しています。
- ②東鳥取公民館では、児童・学生用図書の本棚付近に椅子とテーブルを設置し、テーブル上には、児童・学生向け新聞を置き、来館をきっかけに本や新聞に興味を持つ環境づくりに努めています。
- ③尾崎公民館では、公民館活動をきっかけとして読書に興味を持つ環境づくりに努めています。また、誰でも自由に利用することができる「集いの部屋」に図書館のリサイクル本を置き、読書、貸出のできる環境づくりに努めています。
- ④各公民館で「毎月23日は家庭読書の日」ポスターを掲示し、家庭読書の推進に努めています。

《課題》

- ①公民館の講座に参加する子どもや親世代が減少しており、公民館活動をきっかけに読書に興味を持つような働きかけが難しいと考えています。
- ②西鳥取公民館では、「乳幼児期より絵本に親しむ機会をつくる」を目的として、子育て支援の意味、参加者のつながりをつくること、子育ての安心感を得ることに視点をおくことから毎月1回「まほうのおばさんのおはなしかご」を継続していくことが必要と考えています。
- ③東鳥取公民館では、設置しているリサイクル本の入れ替えや新たな本を取り入れるなど、児童・学生が興味を持つ環境づくりが必要と考えています。
- ④尾崎公民館では、誰でも自由に利用することができる「集いの部屋」には通常自習する人がおり、静かな環境で読書をすることができ、たまに本の貸出もあります。新たな本の設置などを行い、今後も利用しやすい環境整備づくりが必要と考えています。

3. 保健センター

《成果》

- ①両親学級「Welcome!赤ちゃん」や、乳幼児全戸訪問事業、地域の子育て支援事業などの場で、絵本は子どもの言葉の発達や想像力を養うのに大切であることをPRしています。
- ②市立図書館と連携してブックスタート事業を行い、絵本を介した親子のふれあいについて伝えています。
- ③地域の子育て支援事業では、健康教育の一環としてテーマに沿った絵本や紙芝居などを使用して本に親しむきっかけを提供しています。
- ④保健センター内に「毎月23日は家庭読書の日」のポスターを掲示し、家庭読書の日をPRしています。
- ⑤保健センター1階と2階の機能訓練室に本棚を設置し、自由に絵本が読めるようにしています。
- ⑥2023年度は、SDGsまちづくり基金事業を活用し、本棚と絵本を購入しました。

《課題》

- ①新たな本の購入に向け、予算確保が必要と考えています。
- ②保健センターの事業の待ち時間など、絵本を備えていても子どもも保護者もスマートフォンやタブレットを使用している姿が多く見受けられ、子育て世代の本離れを危惧しています。

4. 子育て総合支援センター

《成果》

- ①子育て支援事業を行う際には、対象年齢や季節に応じた絵本を提供し、パネルシアターや人形劇、エプロンシアター等を取り入れて、子どもたちが絵本に興味をもつきっかけとなるよう取り組んでいます。
- ②地域のボランティアと協働で開催している子育て支援事業の際に、参加親子に絵本の読みかせやわらべうたの紹介などを行い、絵本に親しむ機会を提供しています。
- ③毎年絵本をテーマとした子育て講座を開催し、絵本の大切さを伝えています。
- ④絵本の普及活動に取り組む団体が主催する講座や事業の開催場所としてセンターを提供し、参加者が絵本に触れる機会を増やすとともに、団体の活動内容の周知にもつながっています。
- ⑤市立図書館から借り受けた絵本を事業の中で活用しており、図書館利用の促進にもつながっています。
- ⑥「絵の本ひろば」の実施により、子育て中の保護者が興味を持つ本を知ることができています。

《課題》

- ①読書に関わる団体の自主的な取組の際にもセンターを積極的に利用してもらい、活発な読書活動を支えたいと考えています。
- ②センターの利用者の多くは未就学児とその保護者であり、年齢に応じた本を提供していくとともに、まず保護者が絵本等に興味を持つような工夫が必要と考えています。

5. 幼稚園・保育所・認定こども園

5-1. 幼稚園

《成果》

- ①季節に応じた紙芝居や絵本の読みかせを日常的に行っています。
- ②園児の興味や関心をひくような本の展示や、手に取りやすいような配置を工夫し、魅力的で楽しい本とのであいを演出しています。
- ③保護者や地域ボランティアの協力で定期的に読みかせをしてもらい、楽しい時間を過ごしています。
- ④市立図書館から本を借りる等により、子どもたちに幅広い絵本を紹介し、世界を広げるようにしています。
- ⑤親子登園や体験入園の際に毎回絵本の読みかせの時間を設け、本のもたらす情緒的な

豊かさを育み、親子のふれあいの大切さを伝えています。

- ⑥毎週末に各家庭に絵本を貸し出しているほか、各年齢に応じた月刊絵本を保護者負担で購入して持ち帰り、家庭でも絵本を介した豊かな時間をもってもらおうよう、はたらきかけています。
- ⑦絵本に親しみを感じさせるための取組や園児に人気の絵本を紹介するなど、「本となかよし」という壁面飾りを各園で制作して年1回ずつ市立図書館内に掲示し、来館者へ家庭読書の重要性をはたらきかけています。
- ⑧市立図書館を見学して、利用方法を知り、自分で選んだ本を借りる体験をすることで図書館を身近に感じるようになり、保護者同伴で図書館を訪れるきっかけになっています。
- ⑨「毎月23日は家庭読書の日」を園だよりなどに掲載したり、絵本コーナーにポスターを掲示したりして、家庭読書の日の周知に努めています。
- ⑩絵本で育む子どもとのふれあい事業にて絵本の新刊本を購入し、保護者来園に合わせ、おすすめの絵本を展示するコーナーを設置しています。
- ⑪2023年度より市立図書館の自動車文庫（ふれあい号）の巡回が始まり、季節の絵本や図書館司書のおすすめ絵本をリクエストすることで、教師が選ぶ絵本の読み聞かせだけでなく、幅広いジャンルの絵本に触れることができます。

《課題》

- ①コロナ禍の1年間は感染症対策のため、毎週末の絵本の貸出を控えるなど、読書活動の制限を余儀なくされ、親子で絵本に親しむ時間を確保することが難しくなっています。
- ②子どもも大人も楽しめる絵本の紹介をするなど、家庭での読書推進が必要と考えています。
- ③新たな本の購入に向け、予算確保が必要と考えています。

5-2. 保育所・認定こども園

《成果》

～所（園）共通の取組～

- ①保育中、市立図書館で借りた本なども活用しながら日常的に子どもたちに積極的に絵本の読みきかせをしています。

～各所（園）個別の取組～

- ②市立図書館の自動車文庫の巡回により子どもたちが本に触れる機会を増やすことができます。
- ③園庭開放などの場で絵本の読みきかせやわらべうたの紹介を行い、在所（園）児以外の子どもたちにも本に親しむ機会を提供しています。
- ④各所（園）の所蔵する絵本を自由に借りて帰り、家庭でも本に接する機会を提供しています。
- ⑤月に1冊絵本を私費購入して持ち帰り（公立保育所では毎月23日）、家庭でも絵本を介した豊かな時間を持ってもらおうよう、はたらきかけています。
- ⑥地域の子ども文庫やボランティアの協力により、定期的に絵本の読みきかせをしてもら

うことで子どもたちは絵本が好きになっています。

- ⑦所（園）内に絵本棚を常設し、子どもが身近に本と接することができるようにしています。
- ⑧来所（園）時に保護者に気軽に絵本を手にとってもらえるようなコーナーを設置しています。
- ⑨保育士等のスキルアップを図るため、研修を実施しています。
- ⑩4・5歳児が市立図書館へ見学に行き、使い方を知ったり自分で本を選んで借りる体験をすることで図書館を身近に感じるようになり、保護者同伴で図書館を訪れるきっかけになっています。
- ⑪毎月23日の家庭読書の日^{※3}に各クラスで家庭読書の日であることを知らせ、おすすめ絵本を紹介しています。

《課題》

- ①絵本の貸出スペースをより親しみやすく、興味を持って絵本を手にとってもらえるような工夫が必要と考えています。
- ②就労している保護者が多く、ゆっくりと本に向き合う時間が取れていないように思います。所（園）内の絵本コーナーも活用されているとは言い難い状況です。
- ③新たな本の購入に向け、予算確保が必要と考えています。

6. 小中学校

《成果》

- ①学校図書館専任司書を中心に、「おすすめ本コーナー」や「教科との関連コーナー」の設置等の展示や配架の工夫をし、児童生徒が落ち着いて読書や学習ができる学校図書館の環境整備が進んでいます。
- ②「朝の読書」を実施し、本を読む習慣が身につくようにはたらきかけています。
- ③子どもたちが本に親しみ、興味をもつきっかけとなるように、先生や図書委員会の児童生徒による「おすすめ本」の紹介や「先生のお話劇場」等、各校で工夫した取組を実施しています。
- ④「読書貯金（読書記録）」により子どもたちの読書に対する意欲を高めたり、「ビブリオバトル」により新たな本に触れる機会を設けたりするなど、様々な取組を実施しています。
- ⑤「本の帯コンクール」への出品や、本の紹介POP^{※3}作りなどの活動により、本に対する理解の深化に役立っています。
- ⑥「読書週間」に合わせて、「本のクイズラリー」や「チャレンジ本（いつもより少し難しい本、ページ数の多い本）」、「しおりコンテスト」の実施など参加型のイベントを企画し、学校図書館の利用の促進に向けて取り組んでいます。
- ⑦全国学力・学習状況調査から子どもたちの読書の実態を把握するとともに課題を抽出し、読書活動に役立てるようになっています。
- ⑧学校図書館司書研修を年間10回程度行い、各校での読書活動推進に係る効果的な取組

※³ POP：ポップ（Point of purchase）の略語。書店や図書館でお勧めの本につけた紹介カードのこと。

などについて情報交換をしたり、講座等に参加して子どもたちの読書意欲を高める方法について学んだりして、スキルアップに努めています。

- ⑨市立図書館と連携して授業のテーマに沿った資料を借り入れて学校図書館の不足分を補完し、より多彩な資料を用いた授業が展開できるよう努めています。
- ⑩各校の学校図書館で毎月発行している「図書館だより」の中に「家読（うちどく）コーナー」を設け、家庭読書の啓発をしています。
- ⑪市立図書館において夏季休業及び冬季休業中に、本市で任用し各小中学校に配置している外国語指導助手（JET-ALT）による英語絵本の読み聞かせを実施し、就学前の子どもを含めて、本を通して英語に親しむ機会を提供しています。

《課題》

- ①全小中学校にて1人1台のタブレット端末を活用した電子図書館の利用について各校への普及に努める必要があります。
- ②1人1台タブレット端末環境の実現により、調べ学習で学校図書館を利用する機会が減っています。インターネットでの調べ学習も大切ですが、情報リテラシーについての学習も含めて、図書や新聞等を活用した調べ学習についてもタブレット端末を利用した調べ学習とのバランスや、それぞれの良さを指導しながら進めていく必要があります。
- ③学校図書館専任司書の1校1名配置に向けて進めており、2023年度では、東鳥取小学校と桃の木台小学校で実現しています。残りの小学校及び中学校4校においては、兼務等により学校図書館に司書が常駐しておらず、子どもたちへの十分な対応ができているとは言い難い状況です。
司書が不在の時間は教職員と連携して対応する必要があります。

7. 留守家庭児童会

《成果》

- ①留守家庭児童会で毎月発行している「ホームだより」で「毎月23日は家庭読書の日」をPRしています。
- ②市立図書館の団体貸出を利用して、ホーム内に常に絵本や紙芝居を置いて子どもたちがいつでも読めるようにしています。
- ③地域のボランティアや支援員による読みきかせを行っています。
- ④毎日の読書時間を設定し、本に触れる大切さを伝えています。
- ⑤子どもたち自身で、読みきかせや紙芝居の上演をしています。
- ⑥「ホームだより」で子どもたちに人気の本を紹介しています。

《課題》

- ①市立図書館の団体貸出の利用やリクエスト本の購入を進めていますが、まだ蔵書スペースや蔵書数が十分ではないため、読書環境の整備が必要と考えています。
- ②支援員に対し、読書についての研修の機会が必要です。

8. 高等学校

《成果》

- ①教職員にはたらきかけて学校図書館の資料を使用した授業をしてもらったり、授業で本の紹介をしてもらったりすることで、生徒たちの来館のきっかけとなっています。
- ②授業や指導に必要な資料や教職員向けの本を揃え、教職員にとっても利用しやすい学校図書館をめざしています。

《課題》

- ①学校図書館が、より一層読書に親しみ、自由にくつろいで読書を楽しめる魅力ある場所となるよう環境整備づくりが必要と考えています。

9. 市立図書館

《成果》

～全世代に対する働きかけ～

- ①司書が様々な研修に参加することで、図書に関する知識、接遇などを学び、本の紹介や書架の工夫につながっています。
- ②他の関連機関の協力を仰ぎ、その専門性や特性を活かし、子どもの興味を喚起する企画を実施しています。
- ③子どもや大人の利用者との対応を通じて得た経験を元に、真に役立つ本やサービスを提供しています。
- ④「家庭読書の日」として、利用者にスタンプカードを配付し、月1個のスタンプを押し、12個たまると市立図書館から小さな雑貨などをプレゼントして利用者の読書の励みとし、家庭読書推進に努めています。
- ⑤遠隔地サービスとして、東鳥取公民館・西鳥取公民館を市立図書館の本の受取や返却ができる拠点としています。
- ⑥サラダホールエントランスに予約本受取ロッカーを設置し、図書館閉館時でも予約本の受取を可能とし、図書館利用の機会の提供をしています。

～子どもに対する働きかけ～

- ⑦イベント企画として、子ども向けの英語のおはなし会、人形劇などの行事を実施し、参加者を集め、来館者を増やす工夫をしています。
- ⑧自動車文庫（ふれあい号）で幼稚園・保育所・認定こども園を巡回し、子どもたちが新たな本に触れる機会を提供しています。
- ⑨市内全小中学校に学校図書館からの予約資料の配送を行い、市立図書館に直接来ることができない子どもたちの読書要求にこたえ、かつ学校図書館専任司書の業務の軽減を図っています。
- ⑩留守家庭児童会への配送による団体貸出を実施し、留守家庭児童会に通う子どもたちが本と出会う機会を提供しています。
- ⑪市内施設等での「絵の本ひろば」の実施について支援を行っています。また、「絵の本ひろば」専用として本を貸出できるよう、複数冊の本の購入に努めています。
- ⑫バリアフリーに向けた支援として、LLブックや点字絵本などの収集を行っています。

- ⑬市内にある少年院と連携し図書館見学を実施しています。また、生徒の手で設計された本立て（和泉学園）や掲示して使える本のPOP（泉南学寮）の寄贈を受け、生徒にとっては、地域に戻るきっかけのひとつとなっています。展示された本はよく借りられており、施設の周知にもつながっています。

～子どもに関わる大人に対しての働きかけ～

- ⑭子どもの読書活動支援に関わる大人に対して、「紙芝居講座」や「新刊児童書展示会」を実施することで、子どもに本の大切さの伝え方や本の情報提供をしています。また講座の企画により、活動する人々が交流する場を設けています。

《課題》

- ①新型コロナウイルス感染拡大により、図書館に来られなくなってしまった子どもたちに、再び来館できるような取組が必要と考えています。
- ②読書推進をさらに進めるため、他の関連機関との連携強化が必要と考えています。
- ③市内小学校・幼稚園・保育所の図書館見学を受け入れています。が、小学校からの見学については、一部の学校に留まっています。
- ④利用の少ない中学生、高校生の来館が増えるような働きかけが必要と考えています。
- ⑤大人に対して、子どもと共に読書を楽しむ大切さを伝えていきます。
- ⑥読書に支援が必要な子どもたちに対し、気兼ねなく来館できるような環境づくりが必要と考えています。

第3章 第四次計画におけるテーマと取組

テーマ「本と出会い、その楽しさを共有する」

第三次計画までの取組に加え、第四次計画においてテーマに沿って新たに取組む事項について、施設・機関ごとに示します。

1. 家庭・地域

- ①家庭での読みきかせや読書でおもしろかった本を外に向かって紹介したり、また逆に地域や学校でふれて興味深いと感じた本を家庭に持ち帰るなど、本にふれることで得られる楽しさを子どもたちと周囲の人々が共有できるよう、はたらきかけます。
- ②子どもたちが本にふれる機会を増やし、読書意欲を高めるためには、学習センターとしての学校図書館が常にかかれ、人のいる場所であることが不可欠です。阪南市みんなの図書館を考える会は、全市立小中学校に一人の学校図書館専任司書が配置されるよう、関係機関にはたらきかけます。

1－1. 阪南市子ども文庫連絡会

- ①地域・子育て総合支援センター・子ども NPO はらっぱなど各機関との連携を深めて活動を活性化し、地域の子どもたちが本に親しむきっかけを作っていきます。
- ②各機関と連携して子どもの読書活動推進に取り組んでいくうえで、従来の活動で蓄積してきた子どもの本の情報や知識、読みきかせのスキルなどを広く活かしていきます。
- ③子ども人口の減少、文庫の担い手の高齢化にともない、文庫活動を維持していくことが、ますます難しくなっています。今後、文庫を継続していけるか、危機感をもって活動しています。これからの他機関との連携も含めて新たな活動のあり方を考えていく必要があります。

1－2. 阪南市社会福祉協議会

- ①「まちなかサロン・カフェ」等での地域の居場所づくり活動の中で、ニーズに応じて、読書や本に触れる機会を提供します。
- ②子ども文庫活動と連携している校区（地区）福祉委員会活動の周知と側面的なサポートを行います。

1－3. 子ども NPO はらっぱ

- ①未就園児の親子向けの事業やつどいの広場で絵本や紙芝居を読む時間を設け、親子で絵本に親しむ機会を提供します。
- ②舞台鑑賞や自然とのふれあい、野外活動、伝承あそびなど、日々の活動を通じて、子どもたちが本を読みたくなる気持ちを育てます。

1－4. はんなん子育てネットワーク

- ①各サークル開催時に絵本を提供し、場に応じて読み聞かせをしたり、親子で絵本を見る時間をつくります。

2. 公民館

- ①西鳥取公民館では、乳幼児とその保護者を対象とした「まほうのおばさんのおはなしかご」を通して、親子が本の楽しさを共有できるような読書体験を提供していきます。
- ②各公民館では市立図書館と連携して、本の楽しさを共有できるような機会を提供します。

3. 保健センター

- ①市立図書館と連携して事業に即した絵本や紙芝居を使用することで、本に触れる機会を提供していきます。
- ②限られたスペースと資源を最大限に活用して並べ方や見せ方を工夫し、絵本に親しむための環境を整備して、保健事業の待ち時間などに本を介して親子でふれあってもらえるように努めます。
- ③本の紹介や、本に触れられる場についての情報提供を続けていきます。

4. 子育て総合支援センター

- ①読みきかせなどを通じて保護者に本の楽しさを知ってもらい、家庭でも実践してもらうことで、子どもが本に触れる機会を提供します。
- ②子どもの年齢に応じてペープサートやエプロンシアターなど視覚からお話を感じられるものを取り入れ、お話の内容に興味や関心を持ってもらい、本への関心につなげます。
- ③絵本の普及活動に取り組む団体の自主的な活動を支援します。

5. 幼稚園・保育所・認定こども園

5－1. 幼稚園

- ①読みきかせタイムを毎日実施して絵本やおはなしの世界に親しみ、その本を保育室の絵本コーナーに置いて、いつでも手に取って教師や友だちとイメージを共有したり楽しん

だりできるような環境をつくります。また、絵本や図鑑などを通していろいろな世界を知り、興味・関心・学びへとつなげていきます。

- ②保護者の来園時に合わせてお勧めの絵本や保護者向けの本を展示するコーナーを設置して、園児だけでなく家庭での読書推進を支援します。
- ③引き続き、親子登園や体験入園で、乳幼児が絵本にふれることの大切さを伝えていきます。
- ④市立図書館からの月1回自動車文庫（ふれあい号）の巡回により、子どもたちが絵本にふれることの大切さを伝えていきます。
- ⑤予算が許される範囲で、年間を通して、本の購入を行います。

5－2. 保育所・認定こども園

- ①絵本の貸出スペースを、より親しみやすく、興味を持って手に取ってもらえるようなものに工夫します。
- ②行事に積極的に季節や伝統を感じられる絵本や紙芝居の読みきかせを取り入れ、それをきっかけに本への関心を高めていきます。
- ③市立図書館と連携し、様々な絵本に触れる機会を設け、本を読む楽しさを子どもたちに知らせます。
- ④市立図書館からの月1回自動車文庫（ふれあい号）の巡回により、子どもたちが絵本にふれることの大切さを伝えていきます。

6. 小中学校

- ①学校図書館専任司書研修において、各校で行っている子どもたちが本を読む楽しさを共有できる効果的な取組について情報交換を行い、それぞれが取り入れることで、学校や家庭における読書活動のさらなる充実をめざします。
- ②全小中学校が市立図書館と連携して「絵の本ひろば」を実施し、全ての児童・生徒が本を読む楽しさを知り、本のもたらす豊かな世界を味わう機会を提供します。
- ③本市で任用し各小中学校に配置している外国語指導助手（JET-ALT）による英語絵本の読みきかせを実施し、就学前の子どもも含めて、本を通して英語に親しむ機会を提供します。
- ④全小中学校にて1人1台タブレット端末を活用した電子図書館の利用について各校への普及に努めます。
- ⑤情報リテラシーについての学習も含めて、図書や新聞等を活用した調べ学習についてもタブレット端末を利用した調べ学習とのバランスや、それぞれの良さを指導しながら進めていきます。

7. 留守家庭児童会

- ①毎月家庭に発行している「ホームだより」を媒体として情報発信し、児童会と家庭で読書体験を共有してより充実したものになるよう、働きかけます。

- ②児童が本を手に取り、自発的に本を読みたくなるような読書環境を整備します。
- ③支援員への研修の機会を設けたり、地域ボランティアと連携して読みきかせや自由読書を通じて読書の推進を図ります。

8. 高等学校

- ①学校図書館が、より一層読書に親しめ、自由にくつろいで読書に楽しめる魅力ある場所となるよう環境整備に努めます。
- ②読書を、人が生活する基礎となる国語力を高めるための一つ的手段としてとらえ、読書を楽しむ生徒が増えるよう、学校図書館資料の充実に努めます。

9. 市立図書館

～全世代に対する働きかけ～

- ①子どもたちが興味を引くような本の展示や書架のレイアウトを工夫することで、本を手に取りやすい環境づくりに努めます。
- ②子どもが参加しやすく、図書館に来館してもらえるようなイベントを企画し、図書館に
くる習慣をつけ、本にも親しみを持ってもらえるようにします。
- ③家庭読書の日のスタンプカードを配布することで家庭読書の促進に努めます。
- ④「絵の本ひろば」の貸出セットを普及させ、様々な団体での実施を促進することで普段
図書館に来ない子どもにも読書の楽しさを伝えます。
- ⑤市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校へ児童書の除籍本を譲渡し、活用して
もらえるようにします。
- ⑥子どもと接する大人全てを「子どもの読書活動支援に関わる人」ととらえ、子どもへの
本の伝え方や本の情報を提供したり、講座を企画して伝えるとともに、活動する人々が
交流する場を設けます。

～乳幼児に対する働きかけ～

- ⑦すくすくタイムの実施により、親子が気兼ねなく図書館を利用できる環境の整備に努め
ます。
- ⑧ブックスタート事業を通じて本の大切さを伝え、保護者へ来館を働きかけます。
- ⑨市内の幼稚園、保育所、認定こども園に自動車文庫の巡回を行い、子どもたちが新たな
本と出会う機会を提供します。

～小学生世代に対する働きかけ～

- ⑩電子図書館の利用促進を図るため、図書貸出券を全校児童に発行し、電子書籍の利用方
法を子どもたちに伝え、活用してもらえるようにします。
- ⑪図書館を使った調べる学習コンクールを実施し、本を使った調べ方を子どもたちに伝え
ます。
- ⑫全小学校が図書館見学に来てもらえるよう、教育委員会と連携し、学校に働きかけます。
- ⑬自動車文庫のスポット巡回を行い、遠方の小学校の子どもたちにも本を借りてもらえる
よう働きかけます。

- ⑭スタッフが学校へ出向く「図書館出張授業」を行い、市立図書館の使い方を伝えます。
- ⑮レファレンス、学校配送の充実、新刊児童書展示会など学校図書館専任司書の支援を行います。
- ⑯留守家庭児童会への配送を定期的に実施します。

～中学生世代・高校生世代に対する働きかけ～

- ⑰YA^{*4}コーナー内におすすめの本やイラストなどを投稿できるポストを設置しコーナー内で掲示を行います。10代の声が集まり、交流を図れる場所づくりをします。
- ⑱来館の促進のために、ライトノベルだけでなく進学や留学、就職、部活、趣味などの図書を集め、コーナーづくりをします。
- ⑲図書館ホームページ・SNS等を活用し、図書館に来館するきっかけづくりに努めます。
- ⑳市内少年院と連携し、図書館見学の受入及び必要な資料を提供します。

※⁴ YA：ヤングアダルト（Young Adult）の略語。児童と成人の中間に位置し、自分では子どもだと思っていないが、周囲はまだ大人と考えていない、独特の配慮を要する利用者層として、主に13歳から18歳頃の利用者を呼称するときに使う用語。

阪南市子ども読書活動推進計画の取組指標

子どもの読書活動の進捗状況の目安となる取組指標を定めます。

市立図書館での実利用者数の割合や家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校への貸出冊数など基本的な指標の他、取組によって、子どもの読書活動がどのように変化したかを把握するため、「読書が好き」な子どもの割合、「自宅での小中学生不読者率」を取組指標に掲げることになります。

NO.	設定項目	現状 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
1	「読書が好き」な子どもの割合(小学校6年生)	80% 〔全国平均 73.1%〕	85%
2	「読書が好き」な子どもの割合(中学校3年生)	59.9% 〔全国平均 68.2%〕	64.9%
3	自宅での不読者率(小学校)	29.1% 〔全国平均 26.3%〕	24.1%
4	自宅での不読者率(中学校)	48.5% 〔全国平均 39%〕	43.5%
5	ブックスタート時の絵本配付率	100%	100%
6	阪南市在住小学生(7～12歳)の市立図書館実利用者数の割合	23.6%	28.6%
7	阪南市在住中学生(13～15歳)の市立図書館実利用者数の割合	6%	11%
8	阪南市在住高校生世代(16～18歳)の市立図書館実利用者数の割合	4%	9%
9	市立図書館から学校図書館への貸出冊数	3,449 冊	3,800 冊
10	市立図書館から幼稚園・保育所・認定こども園への貸出冊数	5,142 冊	5,620 冊
11	社会見学で市立図書館に来館した小学校の割合	68%	100%

- ・NO.1～NO.4は「令和4年度全国学力・学習状況調査」(文部科学省)による数値です。
- ・「読書が好き」な子どもの割合には、「どちらかといえば、当てはまる」の肯定的意見を含みます。

第4章 子ども読書活動推進計画の実現をめざして

1. 本計画の期間

2024年度を初年度に、2028年度末までの概ね5年間とします。

この計画は、今後の情勢の変化により、必要が生じれば随時見直しを行います。

2. 推進体制の整備

「第四次阪南市子ども読書活動推進計画」を効果的に推進するため、関係機関などで構成する「阪南市子ども読書活動推進会議」を設置します。

3. 財政上の措置

(1) 本計画に掲げられた各種取組を実施するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第11条に基づき、市は必要な財政措置を講じるように努めます。

(2) 国・府に対しては、学校図書館充実のほか、本計画の推進に必要な財政上の措置を講じるようにはたらきかけていきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年法律第百五十四号

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条の基本理念にのっとり、本市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を円滑に実施するため、阪南市子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 子ども読書活動推進計画の進捗管理に関すること。
- (3) 子どもの読書活動を推進するための施策及び調査研究に関すること。
- (4) その他読書活動推進計画の作成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 前項の委員は、教育委員会が依嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第4条に定める会長は、必要と認めるときは委員を追加することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に交付した委嘱状は、その委嘱期間に限り改正後の要綱の規定により交付したものとし、みなす。
- 3 当分の間、第3条の規定により委員を依嘱する際、委嘱状を交付することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

阪南市子ども読書活動推進会議委員名簿

市民	公募委員（2名以内）
民間団体	はんなん子育てネットワーク代表
	子どもNPOはらっぱ代表
	社会福祉協議会代表
	阪南市子ども文庫連絡会代表
	阪南市みんなの図書館を考える会代表
校園所関係	高等学校代表
	中学校代表
	小学校代表
	幼稚園代表
	保育所代表
	子育て総合支援センター
行政関係	こども未来部こども政策課代表
	健康福祉部健康増進課代表
	生涯学習部学校教育課代表
	生涯学習部生涯学習推進室代表
	図書館代表

阪南市子ども読書活動推進会議委員名簿（2019 年度～2023 年度）

区分	団体名	氏名	任期
市民公募		後藤田 郁子	2019. 6. 1～2024. 3. 31
		頭師 康一郎	2019. 6. 1～2024. 3. 31
民間団体	はんなん子育てネットワーク代表	大塚 尚子	2019. 6. 1～2024. 3. 31
	子どもNPOはらっぱ代表	東堂 美幸	2019. 6. 1～2024. 3. 31
	社会福祉協議会代表	置田(佐藤)萌香	2019. 6. 1～2024. 3. 31
	阪南市子ども文庫連絡会代表	森本 典子	2019. 6. 1～2021. 6. 30
		井上 和代	2021. 7. 1～2024. 3. 31
	阪南市みんなの図書館を考える会代表	谷本 美由貴	2019. 6. 1～2021. 6. 30
		森本 典子	2021. 7. 1～2024. 3. 31
学校関係	泉鳥取高等学校代表	福井 貴子	2019. 6. 1～2021. 3. 31
		欠員	2021. 4. 1～
	幼稚園代表	山本 千恵	2019. 6. 1～2021. 3. 31
		宮元 早苗	2021. 4. 1～2024. 3. 31
	小学校代表	下岡 加奈子	2019. 6. 1～2020. 3. 31
		杉山 志穂	2020. 4. 1～2021. 3. 31
		岡田 勝志	2021. 4. 1～2022. 5. 31
		有田 佳乃巳	2022. 6. 1～2024. 3. 31
	中学校代表	下林 奈央	2019. 6. 1～2023. 3. 31
		下出 千昭	2023. 4. 1～2024. 3. 31
行政関係	こども未来部こども家庭課代表	川原 拓真	2019. 6. 1～2020. 3. 31
		若野 美幸	2020. 4. 1～2022. 3. 31
		若野 美幸	2022. 4. 1～2023. 3. 31
		寄田 紗子	2023. 4. 1～2023. 6. 30
		立石 和	2023. 7. 1～2024. 3. 31
	保育所代表	金子 佳代	2019. 6. 1～2020. 5. 31
		隅田 恭子	2020. 6. 1～2024. 3. 31
	子育て支援センター代表	隅田 恭子	2019. 6. 1～2020. 5. 31
		金子 佳代	2020. 6. 1～2022. 5. 31
		中川 智子	2022. 6. 1～2024. 3. 31
	健康福祉部健康増進課代表	藪内 かおり	2019. 6. 1～2022. 5. 31
		佐藤 麻侑	2022. 6. 1～2023. 3. 31
		川浪 彩奈	2023. 4. 1～2024. 3. 31
	生涯学習部学校教育課代表	濱野 直樹	2019. 6. 1～2020. 3. 31
		山本 朋美	2020. 4. 1～2021. 3. 31
		両口 通寛	2021. 4. 1～2022. 5. 31
		鈴木 恒一	2022. 6. 1～2024. 3. 31
	生涯学習部生涯学習推進室代表	秋山 秀子	2019. 6. 1～2024. 3. 31

	生涯学習部図書館代表	加藤 靖子	2019. 6. 1～2023. 3. 31
	図書館代表	小林 彩乃	2023. 4. 1～2024. 3. 31

阪南市子ども読書活動推進会議の経緯

2019 年 3 月	第三次阪南市子ども読書活動推進計画公表
2019 年 5 月	阪南市子ども読書活動推進会議市民委員選定
2019 年 6 月 1 日	阪南市子ども読書活動推進会議委員委嘱（以下、委員交代に伴い、随時）
2019 年 6 月 27 日	令和元年度第 1 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2020 年 10 月 15 日	令和 2 年度第 1 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2021 年 3 月 5 日	令和 2 年度第 2 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2021 年 8 月	令和 3 年度第 1 回阪南市子ども読書活動推進会議書面開催
2022 年 3 月 4 日	令和 3 年度第 2 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2022 年 7 月 15 日	令和 4 年度第 1 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2023 年 2 月 28 日	令和 4 年度第 2 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2023 年 6 月 15 日	令和 5 年度第 1 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2023 年 7 月 27 日	令和 5 年度第 2 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2023 年 9 月 28 日	令和 5 年度第 3 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2024 年 1 月	パブリックコメント実施
2024 年 2 月 15 日	令和 5 年度第 4 回阪南市子ども読書活動推進会議開催
2024 年 3 月	第四次阪南市子ども読書活動推進計画策定

毎月23日は家庭読書の日



第四次阪南市子ども読書活動推進計画

2024（令和6）年3月

発行・編集

阪南市教育委員会事務局

生涯学習部 生涯学習推進室

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35-1

TEL 072-471-5678（代）

TEL 072-489-4542（直）

FAX 072-473-3504

Email s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp